

【北海道基地交流集会レジュメ】

オスプレイ配備と北海道の基地問題

12・11・17

小泉親司

(1) オスプレイ強行配備と沖縄・全国のたたかい

① 「全基地閉鎖」へ向かう沖縄県民のたたかい

- 沖縄県民の意思を無視した強行配備と訓練
- くり返された女性暴行事件
- 県民大会実行委の方針と県議会決議、地方自治体決議

② オスプレイ配備の3つの危険

〔1〕 安全性に重大な懸念 —— 世界一危険な普天間基地に世界一危険な欠陥機の配備

- 「ウィドー・メーカー」と「オートローテーション」の欠陥
- 「日米地位協定にもとづく航空特例法」
- 日本政府の「安全宣言」のギマン

〔2〕 全国を低空飛行訓練の訓練場にする —— 墜落と爆音被害の拡大

- 沖縄の69カ所の「ヘリ・パッド」と全国7つの低空飛行ルートの存在
- 低空訓練の目的と実態、墜落事故の危険
- 「米空軍・北方航法訓練ルート」の存在？
- 米軍が日本の空を支配している

〔3〕 「日本防衛」とはまったく無縁 —— 米海兵隊の「侵略力」の強化

- 「ミサゴ」の名前が意味するもの

③ 「オスプレイ配備撤回」「低空訓練の中止」の全国のたたかい

- 全国知事会の緊急決議
- 27都道府県146自治体決議（11月10日現在）

(2) 北海道の基地問題と日米安保

① 基地面積で、全国第一位となった北海道の基地

- 米軍・自衛隊の共同使用基地の拡大が意味すること —— 「混合軍」化

② 経済、政治、外交の「諸悪の根源」となった安保

- 領土問題、TPPと日米安保

③ 日米安保を問う世論の変化と廃棄後の展望

- NHK世論調査
- 安保は平和的・合法的に廃棄できる —— 第10条での一方的通告による廃棄

④ 基地撤去、安保廃棄の世界の流れとアジア・日本の平和

以上

沖縄県警察は、10月16日午前3時30分ごろに沖縄本島中部で発生した女性暴行事件について、米軍人である被疑者2名を逮捕した旨発表した。被疑者2名は、共謀の上、被害者の女性に暴行を加えたとのことである。

復帰後の米軍構成員などによる犯罪件数は2011年12月末時点で5747件にも上り、本県議会は、事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止および関係者への教育などを徹底するよう米軍などに強く抗議してきた。

しかし、再び事件は起きた。むしろ悪質さを増している。現在の米軍における再発防止への取り組みや、軍人への教育の在り方などはもはや機能していないと言わざるを得

める声も出始めている。よって、本県議会は、県民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現される

した綱紀粛正および人権教育のあり方を根本から見直すこと。
④日米地位協定の抜本的な見直しを行うとともに、基地の整理・縮小・返還を促進すること。

県議会抗議決議・意見書(全文)

ず、激しい憤りを禁じ得ない。

よう強く要請する。

2012年10月22日
沖縄県議会

意見書は、内閣総理大臣、

県民の声を無視し、オスマン・レイが強行配備される中で、またしてもこのような事件が

①被害者および家族への謝罪および完全な補償を行うこと。

外務大臣、防衛大臣、沖縄および北方対策担当大臣宛て
抗議決議は、駐日米国大使宛て

起きたことは、県民の我慢の限界をはるかに超え、県民が

②加害者の厳正なる処罰を行うこと。
③米軍人・軍属などの徹底

使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、在沖米国総領事宛て

〈航空法〉

第11条① 航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない。但し、試験飛行等を行うため国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。

② 航空機は、その受けている耐空証明において指定された航空機の用途又は運用限界の範囲内でなければ、航空の用に供してはならない。

③ 第1項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

■航空機の技術上の基準（航空法第10条第4項関係）

附属書第1（第12条の3、第14条、第56条の2、別表第2条関係）

航空機及び装備品の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準

2-2-4-3 回転翼航空機は、全発動機が不作動である状態で、自動回転飛行により安全に進入し及び着陸することができるものでなければならない。

〈日本地位協定にもとづく航空法の特例に関する法律〉

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律
〔昭和27年7月15日 法律第232号〕

1 略

2 合衆国軍協定第5条第1項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第4条第1項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第11条、第20条第1項、第28条第1項及び第2項、第34条第2項、第126条第2項、第127条、第128条並びに第131条の規定は、適用しない。

3 前項の航空機及びその航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第6章の規定は、政令で定めるものを除き、適用しない。

5. 米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路及び運用：

a. 合衆国政府は、適用される騒音規制措置に関する合同委員会合意を引き続き遵守する意図を有する。

b. 合衆国政府は、周辺のコミュニティに及ぼす飛行運用による影響が最小限になるよう、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路を設定する。この目的のために、MV-22を飛行運用する際の進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定される。 MV-22は、陸上あるいは水上を飛行するにも安全であるが、移動の際には、可能な限り水上を飛行する。

c. 22時から6時までの間、MV-22の飛行及び地上での活動は、運用上必要と考えられるものに制限される。 夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。 部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。合衆国政府は、シミュレーターの使用等により、MV-22の夜間飛行訓練が普天間飛行場の周辺コミュニティに与える影響を最小限にする。

6. 訓練区域及びその他の空域におけるMV-22の飛行運用：

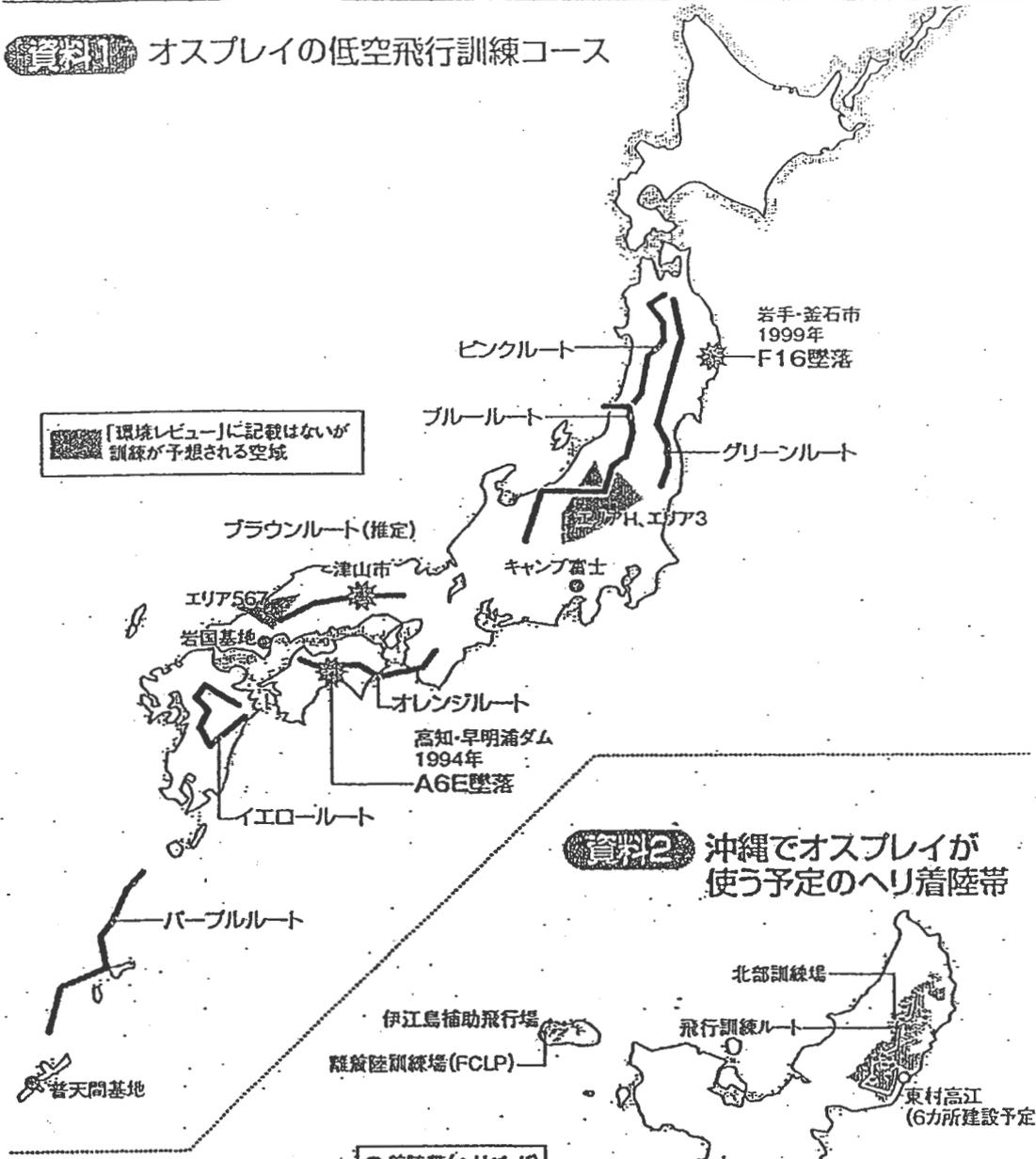
d. 合衆国政府は、常に、週末及び日本国の祭日における低空飛行訓練を、米軍の運用即応態勢上の必要性から不可欠と認められるものに限定する。

e. MV-22は、時折、低高度で運用されることから、同機の乗組員は、日本国において低空飛行訓練を行う。MV-22は、訓練航法経路を飛行する間、地上から500フィート以上の高度で飛行する。ただし、MV-22の運用の安全性を確保するために、その高度を下回る飛行をせざるを得ないこともある。 低空飛行訓練の間、原子力エネルギー施設、史跡、民間空港、人口密集地域及び公共の安全に係る他の建造物（例えば、学校、病院等）といった場所の上空を避けて飛行することは、合衆国の航空機の標準的な慣行である。

今月のデータファイル 2012.9

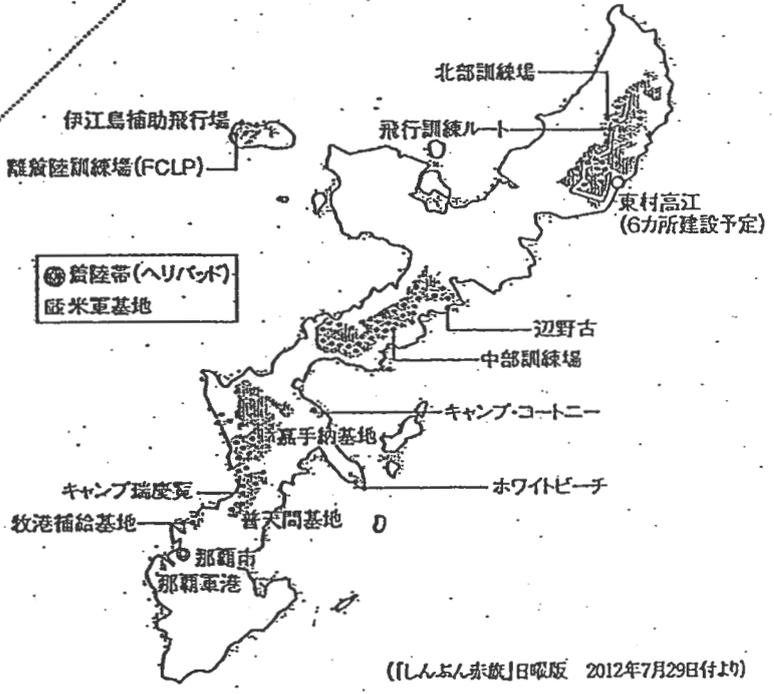
〇〇問題関連

資料1 オスプレイの低空飛行訓練コース



「環境レビュー」に記載はないが
訓練が予想される空域

資料2 沖縄でオスプレイが 使う予定のヘリ着陸帯



[[しんぶん赤旗]日曜版 2012年7月29日付より]



DEPARTMENT OF THE NAVY
 COMMANDER U. S. NAVAL FORCES, JAPAN
 PSC 473 BOX 12
 FPO AP 96349-0051

Rec'd 24 MAR 94

Canc frp: MAR 95

COMNAVFORJAPANNOTE 3530
 N311

14 MAR 1994

CP's

A
 He

2
 YR2

COMNAVFORJAPAN NOTICE 3530

Subj: LOW LEVEL NAVIGATIONAL TRAINING ROUTES (NTR)

Ref: (a) OPNAVINST 3710.7
 (b) OPNAVINST 5102.1

- Encl: (1) NTR Flight Verification Form
 (2) NTR Orange
 (3) NTR Blue
 (4) NTR Pink
 (5) NTR Green
 (6) NTR Purple
 (7) NTR Brown
 (8) NTR Yellow
 (9) USAF Northern NTRS
 (10) Noise Sensitive Areas
 (11) Points of Contact

(A
 (A
 (R

1. Purpose. To publish procedures for the use of Navigational Training Routes (NTR's) by Carrier Air Wing 5 (CVW-5), Marine Aircraft Group 12 (MAG-12), Tactical Fighter Wing 432 (FW-432), 18 TFW, and transient aircraft.

2. Background

a. NTR's are low altitude navigation routes developed by CVW-5 and the First Marine Aircraft Wing (1st MAW) to facilitate low altitude navigation training while stationed in Japan. These routes are neither recognized nor published by the Japanese Civil Aviation Bureau (JCAB) and, as such, there is no formal method for notification of civil aviators or updating of obstructions/hazards to flight along the route. "See and avoid" is of paramount importance while flying these routes..

b. In the past, USN/USMC aircraft have struck logging cables while flying NTR's. In both cases, the aircrew were flying down the center of steep valleys where logging operations were being conducted. Logging cables, like single strand power lines, are virtually impossible to see. Aircrew must look for signs of logging operations. Logging cables may extend as high as 1200' Above Ground Level (AGL) depending on the terrain. Common sense operations and a good lookout doctrine will prevent aircrews from placing their aircraft at risk. Extreme vigilance is required while flying these routes.

c. Flights by other military and civilian traffic is not restricted in these NTR areas. Numerous unmarked obstructions to flight exist along the entire route. Aircrews should avoid obstacles to flight, stationary or airborne, which could impede the safe operation of their aircraft. If not on the route, Visual Flight Rules (VFR) flight procedures will be strictly adhered to until an Instrument Flight Rules (IFR) clearance can be obtained.

3. Action

a. Low Level Navigation missions will be thoroughly prepared and will be cross-checked for routing or plotting errors. Enclosures (2) through (8) are the only approved USN/USMC Navigational Routes. (R

b. The Delta points identified in enclosure (9) can be flown by USN/USMC (R

Enclosure (54)

はりの活動はしなきゃいけないということも私は思っています。

ですから、安全確保ができる装備をしっかりと持って、原発事故災害にも対応できる状況を今後自衛隊として持たなきゃいけないんじゃないですか。そのことなしに、私は、我が党は段階的に脱原発ですけれども、原発が安全なんて何人たりとも言えないと思いますよ。

森本大臣、見解をお願いします。

○国務大臣(森本敏君) 誠に御指摘のとおりですが、昨年の東日本大震災、福島第一原発の事故を受けて、自衛隊でも、この種のいわゆるNBC兵器が実際に使われた場合や原子力災害に対して対応できる部隊をいろいろと装備し、訓練も行ってるところでございます。現在は、全国に主要な師団、旅団の下に十七個の部隊、総員九百四十名を擁する化学科部隊というものを編成し、もちろんそれだけではなくて、装備をどんどんと整え、各種の訓練を行い、あるいは関係機関との連携を緊密にすると、いろいろな対処能力の向上に努めているとこです。

必ずしも十分ではありませんけれども、少なくとも、平成二十三年度には無人航空機あるいはNBCの偵察車、二十四年度の予算では化学防護衣あるいは新線量率計のセット、あるいはイージス艦のフィルターなど、いろいろな装備を順繰りに整えて、言わば自衛隊に対する国民の期待にこたえるために、原子力災害に対処する能力を向上しようとして努めているところでございます。

○小熊慎司君 是非この対応をしっかりとできるよ

うにと。
あと、これ、除染も含めて今後自衛隊も能力持たなきゃいけないと思えますよ。竹島も不法占拠、北方領土も不法占拠、そしてこの福島県の二十キロ圏内も、これは国と東電の責任によって、放射性物質によって不法占拠されているんですよ。領土問題と私は同じだと思っていますよ。不法占拠の状態です、放射性物質による。この除去に関して是非自衛隊が対応できるような、除染

の活動まで含めた対応も今後は非検討していただいて、自衛隊の活躍の場を広げていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○委員長(山本順三君) 質疑を続けます。井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

オスブレイの配備と低空飛行訓練の問題について質問をいたします。

オスブレイが沖縄に配備をされますと、アメリカが日本上空にこれまで設置をしてきた七本の低空飛行訓練ルートを使って訓練が行われることになりまして、米軍は、日本の航空法、居住地では三百メートル、それ以外は五百メートルという最低安全高度というのを定めておりますが、この適用除外になっております。実際にこれまでも以下の訓練が行われてきました。そして様々な騒音や衝撃、そして墜落事故が起きてきたわけでありまして、オスブレイの配備に当たって、日本政府はこの日本上空の低空飛行訓練ルートについて具体的に初めて認めました。

そこで、まず外務大臣にお聞きしますが、アメリカが自由に日本の上空に訓練ルートを決めるといふ権利は日米地位協定の一体どこに定められているんでしょうか。

○国務大臣(玄葉光一郎君) これはもう井上委員は御存じのとおり、何条に規定されている、そういう趣旨、そういうものではございません。日米安保条約そのもの、つまり、その趣旨、目的に鑑みて言わば駐留することを認められているがゆえに、軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことが言わば前提になっているということ、施設・区域でない場所の上空も含めて認められると。

ただ、一方、これも以前申し上げておりますけれども、じゃ、全く自由に飛行訓練を行ってよいのかということをお問われれば、それはそうではない、我が国において公共の安全に妥当な考慮を

払って活動すべきであるということ、例えば、米軍の飛行訓練に際しては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元住民に与える影響を最小限にとどめるように、引き続き最大限の配慮を米側に求めていきたいというふうに考えております。

○井上哲士君 つまりどこにも明文の規定はないわけですが、こういう重大な訓練がこの間も行われてまいりました。

私、この間、広島県内のブラウンルートであるとか長野県内のブルールートの下直にある地方自治体も訪問をして調査をしてまいりました。地方自治体の幹部や住民からは、報道で自分の町の上このオスブレイの航空ルートがある、そういう地図を見て驚いたと、政府からも何の説明もないと、こういう憤りの声が上がっております。自治体にも住民にも何の相談もなく、アメリカが勝手に日本の地図の上この訓練ルートの線を引くと、こんなことを認めて、果たして私は主権国家と言えるのか。

この低空訓練というのは、ヨーロッパでもドイツやイタリアでアメリカは行っておりますが、それを決めていくと、こういうふうになっております。なぜ日本は全く自由にこういうことが定められるのですか。これで主権国家と言えるのですか、外務大臣。

○国務大臣(玄葉光一郎君) これ、まず一つは、井上委員御承知のとおり、環境レビューに記されたあのルートが、本当にそこを飛ばかというのはまだ私は分からないというふうに思っています。

その上で、主権国家と言えるところかと、こういうことでありますけれども、米軍は、低空飛行訓練を行うに際しては、最低の安全高度に関する法令を含めて、我が国の法令を尊重し、安全面に最大限の配慮を払うとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めている旨、累次の機会に表明しているところであります。

○井上哲士君 私は高度の問題を言っているんじゃないんですね。ルートを、何の住民にも地方

自治体にも相談なしに勝手に決めていると。自由に勝手に決めているんですよ。現にそうなっているわけです、これまでも。そして、最低高度についても実際は守られておりません。こんなことを許しているのかということをお聞かせ願っています。

そして、米軍機は、このルート以外にも、群馬や広島、高根、山口など、各県の上空に設定されている自衛隊の訓練空域を使用して訓練をしております。で、自衛隊と米軍との、この訓練空域の使用の米軍との調整は、それぞれの空域の使用統制機関である自衛隊の基地が行っております。

私は、二〇一一年以降、この自衛隊の訓練空域の全空域で、米軍との調整実績について資料要求をいたしました。群馬上空のエリアHについては二〇一一年一月から今年五月までの月別の資料が提出をされて、計九十三日間、百九十時間というものであります。ところが、これ以外の空域の調整実績については、要求して一か月半たちますのに、いまだに提出をされておられません。一体どうなっているんでしょうか、防衛大臣。

○国務大臣(森本敏君) 先生御指摘のように、確かにエリアHの使用調整の実績等については資料要求をいただいております、これについては資料を既に提出をしておりますけれども、それ以外の問題については現在アメリカ側と資料の中身について調整中でありまして、もう少し時間をいただきたいというふうに思っています。

○井上哲士君 それじゃまるで米軍による検閲なんですよ。

自衛隊の訓練空域というのは、これは国土交通省が公示によって制定をされております。そして、自衛隊以外の者が使用する際は、国土交通省が発行するAIPと言われる航空路誌、これに基づいて、その都度自衛隊の各基地と調整するということになっているんですね。

つまり、これは、この調整実績というのは航空行政にかかわる情報なんです。その行政情報を国会に提出をするという場合に、なぜアメリカ

《航空交通管制》

昭35.3.25 衆・参安保委提出

昭和27年6月及び同34年6月日米合同委員会において次のように合意された。

(I) 航空交通管制

(II) 昭和34年6月の合意

1. 米軍に提供している飛行場周辺の飛行場管制業務、進入管制業務を除き、すべて、日本側において運営する。
2. 防空任務に従事する軍用機に対しては交通管制上、最優先権を与えることに同意している。これらの軍用機の離着陸に際しては、その迅速な行動を可能ならしめるため予め定められた一定の空域をあけるように他の航空機の管制が行なわれる。

《航空交通管制 (改正)》

昭和50年6月

外務省

昭和50年5月の日米合同委員会において次のように合意された。

1. 日本政府は、米国政府が地位協定に基づきその使用を認められている飛行場およびその周辺において引続き管制業務を行うことを認める。
2. 米国政府の行う右管制業務の方式および最低安全基準は少なくともICAO基準と同等なものとする。
3. 米国政府は、右管制業務が必要でなくなった場合には、日本政府に対して事前通報を行った上で、これを廃止する。
4. 日本政府は、米国政府の要請に応じ、航空任務に従事する航空機に対しては、航空交通管制上の便宜を図る。
5. 米国政府は、軍用機の行動のため空域の一時的留保を必要とする時は、日本側が所要の調整をなしうるよう、十分な時間的余裕をもって、その要請を日本側当局に対して行う。
6. 航空交通管制に関する昭和27年6月及び昭和34年6月の合意は失効する。

オスプレイ配備・訓練中止を求める意見書を可決した自治体

(11/10 現在 27 都道府県 146 自治体議会)

- [北海道] 小樽市 芦別市 函館市 砂川市 歌志内市 網走市 美唄市 奥尻町
本別町 仁木町 松前町 余市町 古平町 日高町 知内町
- [秋田県] 男鹿市 北秋田市 大仙市 能代市 仙北市
- [青森県] 青森市
- [岩手県] 遠野市 北上市 一関市 二戸市
- [宮城県] 名取市
- [福島県] 二本松市 郡山市 只見町
- [群馬県] 前橋市
- [東京都] 三鷹市 調布市 立川市 小金井市 清瀬市
- [神奈川県] 座間市 藤沢市 逗子市
- [埼玉県] 新座市 上尾市
- [長野県] 野沢温泉村 木島平村 栄村 南箕輪村 伊那市 富士見町 中野市
佐久市 大桑村 木曾町 上松町 高山村 小布施町 中川村 飯綱町 山ノ内町
信濃町 飯島町 宮田村
- [静岡県] 御殿場市
- [愛知県] 名古屋市
- [大阪府] 吹田市
- [京都府] 京田辺市
- [滋賀県] 守山市
- [島根県] 邑南町 吉賀町
- [鳥取県] 若桜町 日南町
- [広島県] 北広島町 廿日市市 世羅町 三次市
- [山口県] 山口県 岩国市 下関市 周防大島町
- [高知県] 高知市 香美市 南国市 本山町 土佐町 大豊町 大川村 東洋町
- [徳島県] 徳島県 牟岐町 那賀町
- [福岡県] 大牟田市 志免町 行橋市 嘉麻市 みやこ町
- [熊本県] 菊池市 山都町 南阿蘇町 阿蘇町 水上村
- [宮崎県] 宮崎市
- [鹿児島県] 枕崎市 南さつま市 出水市 姦良市 南種子町 十島村
- [沖縄県] 沖縄県 那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市
豊見城市 うるま市 宮古島 南城市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村
本部町 恩納村 宜野座村 金武町 伊江村 読谷村 嘉手納町 北谷町
北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 渡嘉敷村 座間味村
粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村 伊平屋村 伊是名村 久米島町
八重瀬町 多良間村 竹富町 与那国町

日本国とアメリカ合衆国との間の
相互協力及び安全保障条約

一九六〇年一月一九日調印/同年六月二三日批准

(傍線・編集部)

日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的な安定及び福祉の条件を助長することを希望し、国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、両国が国際連合憲章に定める個別的または集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際的平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、よって、次のとおり協定する。

第一条 (平和の維持のための努力)

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段に

全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条 (共同防衛)

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれが一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つた全ての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際的平和及び安全を回復し維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条 (基地の許与)

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際的平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定(改正を含む。)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

よつて国際的平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武器の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と共同して、国際的平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条 (経済的協力の促進)

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策における違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第三条 (自衛力の維持発展)

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条 (随時協議)

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際的平和及び安

第七条 (国連憲章との関係)

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際的平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響を及ぼすものではなく、また、及ぼすものとして解釈してはならない。

第八条 (批准)

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条 (旧条約の失効)

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生時に効力を失う。

第十条 (条約の終了)

この条約は、日本国域における国際的平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後、はいずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する。

みどりのサイクル



#120090

財団法人
農政調査委員会

コラム

第二条（経済的協力の促進）

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

アンボと牛肉摩擦

国際農業交流基金会長 吉岡 裕

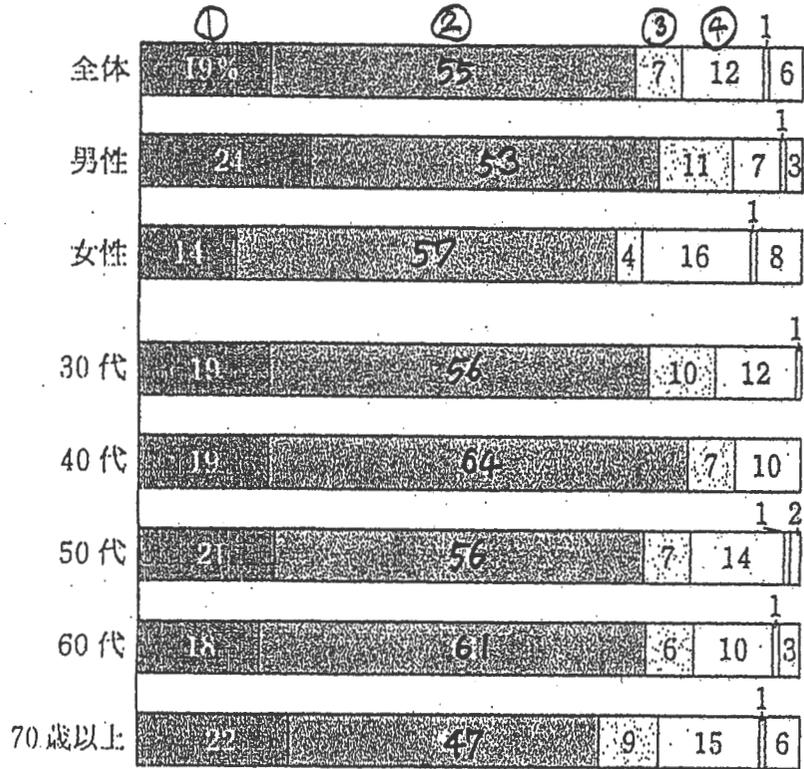
アンボとは、あの「安保」のことである。正式には、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」と呼ばれる。全面講和か、多数講和かと国論を二分した論議の末、サンフランシスコ講和会議で、後者の立場にたつ時の吉田総理によって署名された平和条約と同時に、日米間で締結された二国間条約である。よくも悪くも、この条約が設定した枠組のなかで、その後の日本の国際関係が展開したという事実については、誰もこれを否定するわけにはいかないだろう。その結果がいまの日本を取り巻く国際関係にほかならない。

私の個人的体験としても、岸内閣のときのこの条約改定をめぐる「アンボハンター-I」は、ひとことではなかった。それにもかかわらず、法学士のはしくれであった当時の私は、この条約の全部に目を通した記憶がない。私がこの条約をかなり丁寧に読んだのは、5、6年前のことである。私けうかつにもそれまで、日米経済関係にとってこの条約がもつ致命的な重要性をはっきりとは認識していなかったのである。牛肉摩擦によって代表される日米間の農産物摩擦の根がこの条約にあることに気がついた私は、そのとき愕然としたことを覚えている。

私は、この条約を、もっぱら日本に対する外敵の武力侵略に対する日米共同防衛義務を規定したものだと考えてきた。確かに第1条、第3条、第5条などは、安全保障と外部からの武力攻撃に対する抵抗能力の維持開発に関する両国の義務を規定しているが、それだけではなく、第2条は、日米両国が「その自由な諸制度を強化することにより、（中略）平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する」こと、また両国は「その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する」ことを規定している。さらに第4条は、この条約実施のための両国の随時協議義務も規定している。これらを別の言葉で言えば、例えば牛肉の輸入をめぐる日米貿易摩擦は、市場自由化の方向で日米間で協議しなければならない、と言っているのと同じことである。少なくとも、アメリカ側に言わせれば、そのような解釈にならざるを得ないだろう。

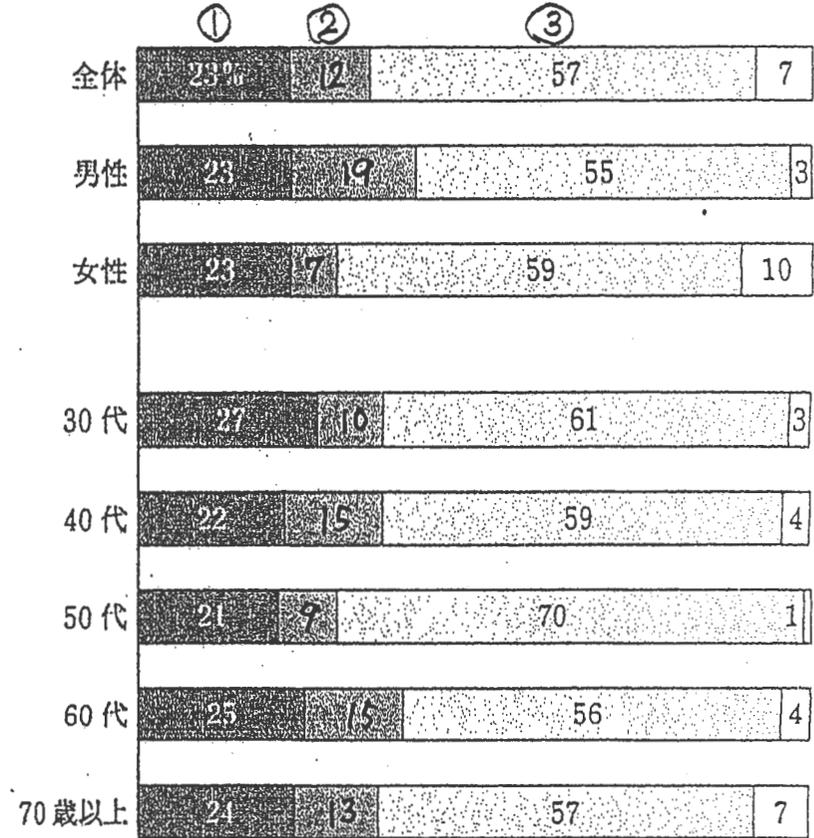
NHK世論調査 (2010年11月26~28日実施)

図12 これからの安全保障体制 (全体, 男女, 年層別)



- ① 日米同盟を基軸に、日本の安全を守る
- ② アジアの多くの国々との関係を軸に、国際的な安全保障を築いていく
- ③ 日本独自の防衛力だけで、外国からの侵略に備えていく
- ④ いっさいの防衛力を持たないで、中立を保ち、外交によって安全を築いていく
- その他
- わからない、無回答

図11 中国の動きへの対応 (全体, 男女, 年層別)

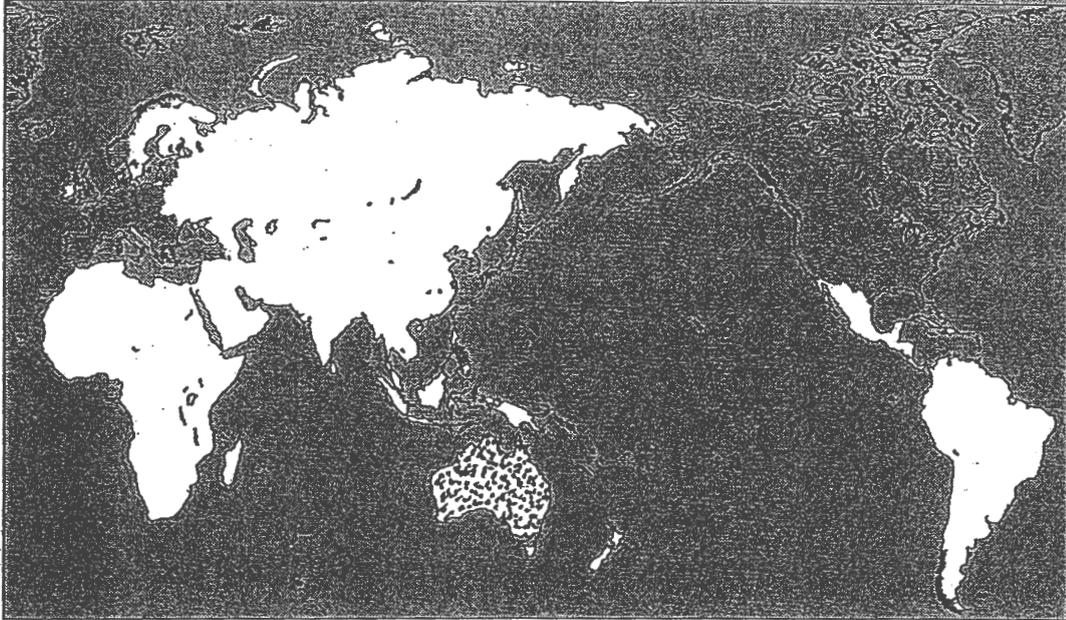


- ① 日中二国間の関係を深めることで、対処していく
- ② アメリカの軍事的抑止力によって、対処していく
- ③ アジアにおいて他の国々とともに、対処していく
- わからない、無回答

これまでに世界に存在した▶
軍事同盟・軍事ブロック
(1960年52カ国 世界人口の
67%)



▼現在残っている軍事同盟
(31カ国 世界人口の16%)



東南アジアにおける友好協力条約 (抜粋)

1976年

この条約は、締約国の強化、連帯及び関係の緊密化に寄与する締約国の国民の間の永久の平和、永遠の友好及び協力を促進することを目的とする。

第二条

締約国は、その相互の関係において、次の基本原則を指針とする。

- a すべての国の独立、主権、平等、領土保全及び主体性の相互尊重
- b すべての国が外部から干渉され、転覆され又は強制されることなく国家として存在する権利
- c 相互の国内問題への不干渉
- d 意見の相違又は紛争の平和的手段による解決
- e 武力による威嚇又は武力の行使の放棄
- f 締約国間の効果的な協力

日本国憲法と同様の規定を盛り込んだ友好協力条約